四五五八の三、四五五八の四、四五六〇の一、四五六〇の三、四五六七の一から四五六七の四まで、字日与次四四〇三の四（次の図に示す部分に限る。）、四三九九の一、四三九九の一二、四三九九の一三、四四〇三の二、四四〇三の三、四四一〇の一、字白方四五八三の一、四五八四の一、四五八四の三、四五八四の六から四五八四の八まで、四五八五の一、四五八五の四から四五八五の一二まで、字不動寺四五二五の六、四五二五の一三から四五二五の一七まで、四五二五の二〇、四五二五の二九、四五二五の三〇、字北地四四六三の二（次の図に示す部分に限る。）、四四六二の三、四四六三の三、四四六四の一、四四六四の二、四四六五の一から四四六五の三まで、四四六六の二から四四六六の一七まで、四四六六の一九、四四六八の一から四四六八の三まで、四四六八の五、字野田四六〇〇の三、四六〇〇の四、四六〇〇の六、四六〇〇の八、四六〇〇の一六、四六〇四の二、四六〇四の四、四六〇四の六、四六〇四の七、四六〇四の一〇、四六〇六の六、四六〇七の三、三〇三三の一、三〇三四から三〇三七まで、三〇三九の一、三〇五六、三三九九の一、三三九九の三、三四〇〇の一、三四〇〇の二、字深谷五一〇六の二一、五一〇六の二二、字神ノ奥一六六〇、一六六一の三、字池ノ内二八二四の九・二八二四の一〇（以上二筆国有林）、二八二四の二から二八二四の五まで、字鳥田一九九三の一（次の図に示す部分に限る。）、一九九一の一、字南谷六六四六の五、六六四六の七、六七五七、六七五八、六七六一の一、六七六一の二、六七六五の一、字能徳四八八六の二、四八四六の四、字白川原四九四六の一、四九四八、四九四九の一、四九四九の二、四九四九の三、四九四九の四、四九四九の五、字六番二一八五の一（次の図に示す部分に限る。）、二一八四の二、二一八四の六、二一八五の三、二一八六の一、二一八六の七、二二六七の一、二二六七の四、二二六七の五、二二六七の八、二二六七の一〇、二三四一の一、二三四三、二四五二の二、小田字興津二〇九二の二、二〇九二の四、二〇九八の二、字中西二〇七七の一七、末字山田七二二の一、七二二の六、七二二の七、七二二の一二、七六〇の一、七六〇の二、七六三の一、七六三の三、七六三の五、七六四の一から七六四の三まで、八〇九の一から八〇九の三まで、八七二の二、八七四から八七六まで、八七八から八八一まで、八八三、八八六の四、字東内間一六の一、一六の四、三〇の一、三一の一、三四、一三二の一、一三三の一、一三三の二

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字姥ヶ谷四四八二の一、四四八二の三、字官府四四九四の一、四四九六の一、四四九六の二、四四九七、四四九九の五、四四九九の一一、四四九九の四二、字丸山二〇三五の一、二〇三五の七、字山脇四五四一の七・四五四二の六・四五四三の五（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、四五三〇の四、四五三〇の五、四五三二の二、四五三二の六、四五三二の八、四五三二の一七、四五三六の一、四五三九の二、四五四〇の一、四五四一の一から四五四一の三まで、四五四一の六、四五四二の五、四五四四の三、四五四四の一二、字手箱四五七三の一、四五七三の九から四五七三の一一まで、四五七九の一、四五七九の一一、字小方峠四五四八の一、四五四九、四五五〇の二、四五五〇の一一、四五五〇の一四、四五五〇の一六、字焼山四四四二の六、四四四二の七、四四四二の四三から四四四二の四五まで、四四四二の四七、四四五一の三、四四五一の四、四四五一の五、四四五二の一、四四五八の一、字新開四四一二の一、四四一七の二、四四一七の三、四四一七の一二から四四一七の一六まで、四四一八の一、四四一八の二、四四一八の四、四四一八の一一、四四二七の一、字新池奥四四八四の二、字新田峠四五六八の一、四五六八の二、四五六八の四、四五六八の八、四五六八の一〇、四五七二の一、四五七二の九から四五七二の一二まで、字真如堂四四二の一、字大人四六一〇の一二、四六一〇の一六、字大谷四四三三の一、四四三三の三から四四三三の五まで、四四三四の一、四四三四の七から四四三四の一三まで、四四三四の一五、四四三六、四四三八の四、四四三八の九、四四三八の一四、四四四〇の二、字池尻四四九二の一、四四九二の三、四四九三の二、甲四四九〇の一、字中山田四五五八の一、四五五八の三、四五五八の四、四五六〇の一、四五六〇の三、四五六七の一から四五六七の四まで、字日与次四〇三の四（次の図に示す部分に限る。）、四三九九の一、四三九九の一二、四四〇三の二、四四〇三の三、四四一〇の一、字白方四五八三の一、四五八四の三、四五八四の八まで、四五八五の一一まで、字不動寺四五二五の六、四五二五の一三から四五二五の一七まで、四五二五の二〇、四五二五の三〇、字北地四四六三の二九、四五二五の二の二、四五二五の三、四五二五の一三から四五二五の一七まで、四五二五の二〇、四五二五の二九、四五二五の三〇、字北地四四六三の二（次の図に示す部分に限る。）、四四六二の三、四四六三の三、四四六四の一、四四六四の二、四四六五の一から四四六五の三まで、四四六六の二から四四六六の一七まで、四四六六の一九、四四六八の一から四四六八の三まで、四四六八の五、字野田四六〇〇の三、四六〇〇の四、四六〇〇の六、四六〇〇の八、四六〇〇の一六、四六〇四の二、四六〇四の四、四六〇四の六、四六〇四の七、四六〇四の一〇、四六〇六の六、四六〇七の三、三〇三三の一、三〇三四から三〇三七まで、三〇三九の一、三三九九の一、三三九九の三、三四〇〇の一、三四〇〇の二、字深谷五一〇六の二一、五一〇六の二二、字神ノ奥一六六〇、一六六一の三、字白川原四九四六の一、一六六四の一、一六六五の八、一六七四の一、一六七五の一、一六九八の一、一六九八の四、四九四九の一、四九四九の二、四九四九の四、四九四九の五、字六番二一八五の一（次の図に示す部分に限る。）、二一八四の二、二一八四の六、二一八五の三、二一八六の一、二一八六の七、二二六七の一、二二六七の四、二二六七の五、二二六七の八、二二六七の一〇、二三四一の一、二三四三、二四五二の二、小田字興津二〇九二の二、二〇九二の四、二〇九八の二、字中西二〇七七の一七、末字山田七二二の一、七二二の六、七二二の七、七二二の一二、七六〇の一、七六〇の二、七六三の一、七六三の三、七六三の五、七六四の一から七六四の三まで、八〇九の一から八〇九の三まで、八七二の二、八七四から八七六まで、八七八から八八一まで、八八三、八八六の四、字東内間一六の一、一六の四、三〇の一、三一の一、三四、一三二の一、一三三の一、一三三の二

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字姥ヶ谷四四八二の一、四四八二の三、字官府四四九四の一、四四九六の一、四四九六の二、四四九七、四四九九の五、四四九九の一一、四四九九の四二、字丸山二〇三五の一、二〇三五の七、字山脇四五四一の七・四五四二の六・四五四三の五（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、四五三〇の四、四五三〇の五、四五三二の二、四五三二の六、四五三二の八、四五三二の一七、四五三六の一、四五三九の二、四五四〇の一、四五四一の一から四五四一の三まで、四五四一の六、四五四二の五、四五四四の三、四五四四の一二、字手箱四五七三の一、四五七三の九から四五七三の一一まで、四五七九の一、四五七九の一一、字小方峠四五四八の一、四五四九、四五五〇の二、四五五〇の一一、四五五〇の一四、四五五〇の一六、字焼山四四四二の六、四四四二の七、四四四二の四三から四四四二の四五まで、四四四二の四七、四四五一の三、四四五一の四、四四五一の五、四四五二の一、四四五八の一、字新開四四一二の一、四四一七の二、四四一七の三、四四一七の一二から四四一七の一六まで、四四一八の一、四四一八の二、四四一八の四、四四一八の一一、四四二七の一、字新池奥四四八四の二、字新田峠四五六八の一、四五六八の二、四五六八の四、四五六八の八、四五六八の一〇、四五七二の一、四五七二の九から四五七二の一二まで、字真如堂四四二の一、字大人四六一〇の一二、四六一〇の一六、字大谷四四三三の一、四四三三の三から四四三三の五まで、四四三四の一、四四三四の七から四四三四の一三まで、四四三四の一五、四四三六、四四三八の四、四四三八の九、四四三八の一四、四四四〇の二、字池尻四四九二の一、四四九二の三、四四九三の二、甲四四九〇の一、字中山田四五五八の一、四五五八の三、四五五八の四、四五六〇の一、四五六〇の三、四五六七の一から四五六七の四まで、字日与次四〇三の四（次の図に示す部分に限る。）、四三九九の一、四三九九の一二、四四〇三の二、四四〇三の三、四四一〇の一、字白方四五八三の一、四五八四の三、四五八四の六から四五八四の八まで、四五八五の一、四五八五の四から四五八五の一二まで、字不動寺四五二五の六、四五二五の一三から四五二五の一七まで、四五二五の二〇、四五二五の三〇、字北地四四六三の二九、四五二五の二の二、四五二五の三、四五二五の一三から四五二五の一七まで、四五二五の二〇、四五二五の二九、四五二五の三〇、字北地四四六三の二（次の図に示す部分に限る。）、四四六二の三、四四六三の三、四四六四の一、四四六四の二、四四六五の一から四四六五の三まで、四四六六の二から四四六六の一七まで、四四六六の一九、四四六八の一から四四六八の三まで、四四六八の五、字野田四六〇〇の三、四六〇〇の四、四六〇〇の六、四六〇〇の八、四六〇〇の一六、四六〇四の二、四六〇四の四、四六〇四の六、四六〇四の七、四六〇四の一〇、四六〇六の六、四六〇七の三、三〇三三の一、三〇三四から三〇三七まで、三〇三九の一、三三九九の一、三三九九の三、三四〇〇の一、三四〇〇の二、字深谷五一〇六の二一、五一〇六の二二、字神ノ奥一六六〇、一六六一の三、字白川原四九四六の一、一六六四の一、一六六五の八、一六七四の一、一六七五の一、一六九八の一、一六九八の四、四九四九の一、四九四九の二、四九四九の四、四九四九の五、字六番二一八五の一（次の図に示す部分に限る。）、二一八四の二、二一八四の六、二一八五の三、二一八六の一、二一八六の七、二二六七の一、二二六七の四、二二六七の五、二二六七の八、二二六七の一〇、二三四一の一、二三四三、二四五二の二、小田字興津二〇九二の二、二〇九二の四、二〇九八の二、字中西二〇七七の一七、末字山田七二二の一、七二二の六、七二二の七、七二二の一二、七六〇の一、七六〇の二、七六三の一、七六三の三、七六三の五、七六四の一から七六四の三まで、八〇九の一から八〇九の三まで、八七二の二、八七四から八七六まで、八七八から八八一まで、八八三、八八六の四、字東内間一六の一、一六の四、三〇の一、三一の一、三四、一三二の一、一三三の一、一三三の二

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字姥ヶ谷四四八二の一、四四八二の三、字官府四四九四の一、四四九六の一、四四九六の二、四四九七、四四九九の五、四四九九の一一、四四九九の四二、字丸山二〇三五の一、二〇三五の七、字山脇四五四一の七・四五四二の六・四五四三の五（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、四五三〇の四、四五三〇の五、四五三二の二、四五三二の六、四五三二の八、四五三二の一七、四五三六の一、四五三九の二、四五四〇の一、四五四一の一から四五四一の三まで、四五四一の六、四五四二の五、四五四四の三、四五四四の一二、字手箱四五七三の一、四五七三の九から四五七三の一一まで、四五七九の一、四五七九の一一、字小方峠四五四八の一、四五四九、四五五〇の二、四五五〇の一一、四五五〇の一四、四五五〇の一六、字焼山四四四二の六、四四四二の七、四四四二の四三から四四四二の四五まで、四四四二の四七、四四五一の三、四四五一の四、四四五一の五、四四五二の一、四四五八の一、字新開四四一二の一、四四一七の二、四四一七の三、四四一七の一二から四四一七の一六まで、四四一八の一、四四一八の二、四四一八の四、四四一八の一一、四四二七の一、字新池奥四四八四の二、字新田峠四五六八の一、四五六八の二、四五六八の四、四五六八の八、四五六八の一〇、四五七二の一、四五七二の九から四五七二の一二まで、字真如堂四四二の一、字大人四六一〇の一二、四六一〇の一六、字大谷四四三三の一、四四三三の三から四四三三の五まで、四四三四の一、四四三四の七から四四三四の一三まで、四四三四の一五、四四三六、四四三八の四、四四三八の九、四四三八の一四、四四四〇の二、字池尻四四九二の一、四四九二の三、四四九三の二、甲四四九〇の一、字中山田四五五八の一、四五五八の三、四五五八の四、四五六〇の一、四五六〇の三、四五六七の一から四五六七の四まで、字日与次四〇三の四（次の図に示す部分に限る。）、四三九九の一、四三九九の一二、四四〇三の二、四四〇三の三、四四一〇の一、字白方四五八三の一、四五八四の三、四五八四の六から四五八四の八まで、四五八五の一、四五八五の四から四五八五の一二まで、字不動寺四五二五の六、四五二五の一三から四五二五の一七まで、四五二五の二〇、四五二五の三〇、字北地四四六三の二九、四五二五の二の二、四五二五の三、四五二五の一三から四五二五の一七まで、四五二五の二〇、四五二五の二九、四五二五の三〇、字北地四四六三の二（次の図に示す部分に限る。）、四四六二の三、四四六三の三、四四六四の一、四四六四の二、四四六五の一から四四六五の三まで、四四六六の二から四四六六の一七まで、四四六六の一九、四四六八の一から四四六八の三まで、四四六八の五、字野田四六〇〇の三、四六〇〇の四、四六〇〇の六、四六〇〇の八、四六〇〇の一六、四六〇四の二、四六〇四の四、四六〇四の六、四六〇四の七、四六〇四の一〇、四六〇六の六、四六〇七の三、三〇三三の一、三〇三四から三〇三七まで、三〇三九の一、三三九九の一、三三九九の三、三四〇〇の一、三四〇〇の二、字深谷五一〇六の二一、五一〇六の二二、字神ノ奥一六六〇、一六六一の三、字白川原四九四六の一、一六六四の一、一六六五の八、一六七四の一、一六七五の一、一六九八の一、一六九八の四、四九四九の一、四九四九の二、四九四九の四、四九四九の五、

○農林水産省告示第六十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年一月十七日

農林水産大臣　齋藤　健

一　㈠　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　愛知県豊田市黒田町清七屋敷一一四九の四、一一四九の八から一一四九の一八まで、長トロ一一四八の五、一一四八の一一、一一四八の一二、小田木町タカドヤ一の二二

㈡　保安林として指定された目的　水源の涵養

㈢　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

㈠　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　愛知県豊田市黒田町清七屋敷一一四九の四、一一四九の八から一一四九の一八まで、長トロ一一四八の五、一一四八の一一、一一四八の一二、小田木町タカドヤ一の二二

㈡　保安林として指定された目的　水源の涵養

㈢　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

㈠　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　愛知県豊田市黒田町清七屋敷一一四九の四、一一四九の八から一一四九の一八まで、長トロ一一四八の五、一一四八の一一、一一四八の一二、小田木町タカドヤ一の二二

㈡　保安林として指定された目的　水源の涵養

㈢　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。